

問い合わせ回答書

事業：奈良市観光コンテンツ造成補助事業

番号	質問事項	回答
1	モニターツアー参加者の宿泊費は、補助対象経費となりますか。	モニターツアーに組み込まれている宿泊費は、補助対象経費となります。
2	モニターツアー参加者の交通費は、補助対象経費となりますか。	モニターツアーに組み込まれている移動などの交通費は、補助対象経費となります。
3	専門家や有識者の賃金は補助対象経費となりますか。	専門家や有識者等に対する謝金は対象となります。 (奈良市観光コンテンツ造成補助事業 募集要領 第8条)
4	チラシやパンフレットは補助対象経費となりますか。	印刷業者等に発注するポスター・チラシ・資料の印刷・コピー、写真の現像等に要する経費は対象となります。 (奈良市観光コンテンツ造成補助事業 募集要領 第8条)
5	動画編集等を外注(委託)する場合、補助対象経費の対象になりますか？	観光コンテンツ開発(マーケティング調査を除く。)及び事業実施に係る委託料は対象となります。 (奈良市観光コンテンツ造成補助事業 募集要領 第8条)
6	今年度の売上は評価されますか。	今年度の売上のみを評価することはありません。次年度以降に、売上を伸ばして頂けるコンテンツを評価します。
7	次年度以降に販売できる計画をしているが、問題ないですか。	問題ありません。次年度以降も継続して、販売して頂けるコンテンツを募集しております。